

中央南地域包括支援センターだより

春も近づき、少しずつ暖かくなってきましたね。新型コロナウイルス感染症に注意して、適度な運動や、規則正しい生活を心がけましょう。



今月のテーマは【虐待防止】と【特殊詐欺】です

虐待は、他人の目が届きにくい家庭内などで起こるため、問題が深刻化するまで周りの人が気付かない場合があります。コロナ禍の影響で、自宅にいる時間が増えていることもあり、周りの人が以前にも増して気が付きにくいかもしれません。地域の皆さんの声かけや見守りは、虐待の予防や早期発見につながります。

次のような行為は虐待に該当します。
虐待の意図を持っているかは問いません。

①身体的虐待

➡叩く、蹴る、物を投げつける、イスにしばりつけるなど。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

➡ご飯を食べさせない、おむつ交換をしない、
病院に受診させない、介護サービスを利用させないなど。

③心理的虐待

➡暴言を吐く、侮辱する、無視する、人前で恥をかかせるなど。

④性的虐待

➡下半身を露出させた状態のまま放置するなど。

⑤経済的虐待

➡本人のお金を取り上げる、勝手に預貯金を使うなど。

(松本市高齢者福祉と介護保険のしおりp34より抜粋)

- ・虐待かもしれないと思ったり、何か様子がおかしいなど
思ったらご相談ください。
- ・相談や通報は匿名でも大丈夫です。名前を出したとしても
相談した方の個人情報には法律により守られます。



【相談窓口】

高齢福祉課 電話：34-3214

西部福祉課 電話：92-3002

中央南地域包括支援センター 電話：55-3320

相談室

名前が変わりました！
特殊詐欺→

電話でお金詐欺

電話でお金のお話が出たら、詐欺を疑いましょう。

- 【対策】 ①常に留守番電話に設定しておく。
②迷惑電話防止機器を取り付ける。

電話で「お金」の話題が出たら、一人で考えず、
家族に、警察（#9110）に、まずは相談を。



家族等になりすます電話

「会社のお金を使ってしまった」
「事故を起こして示談金がある」

自分から家族の番号に電話を
かけて確認しましょう。

警察や銀行員になりすます電話

「あなたの口座が犯罪に利用
されている。キャッシュカード
を交換する」

職員が自宅にキャッシュカードを
取りに行ったり、暗証番号を
聞くことはありません。

市役所職員等になりすます電話

「過払いの税金がある」

ATMでお金が返ってくることは、
絶対ありません。

【相談先】

- 警察相談専用電話
（ #9110 ）
- 松本警察署
（ 25-0110 ）
- 松本市消費生活センター
（ 36-8832 ）



成年後見制度相談会

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

日時：4月25日（火） 午後1時30分～4時40分（要予約）

会場：松本市役所本庁舎北別棟1階 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで

中央南地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）

電話 55-3320

FAX 25-2211